

## 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 12 月 11 日

島根県教育委員会教育長 野津 建二

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名

島根県立青少年の家宿泊研修用寝具類賃貸借

#### (2) 入札案件の仕様等

仕様書のとおり

#### (3) 賃貸借期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 12 年（2030 年）11 月 30 日まで

#### (4) 納入期間

令和 8 年 3 月 23 日から 3 月 27 日

#### (5) 納入場所

島根県立青少年の家（島根県出雲市小境町 1991-2）

#### (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14（借入品）」、中分類「(8)（寝具）」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告

示第 454 号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 島根県内に本店を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付期間及び交付方法

本公告の日から令和 8 年 1 月 6 日までの間、島根県ホームページ「入札情報」([https://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/](https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/))への掲載により交付する。

### 4 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和 7 年 12 月 25 日（木）午後 4 時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。（郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）

ア 提出期限：令和 7 年 12 月 25 日（木）午後 4 時

イ 提出場所：〒690-8502

松江市殿町 1 番地 島根県分庁舎 2 階

島根県教育庁社会教育課

ウ 提出方法：持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならぬ。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

### 5 入札及び開札の日時、場所

(1) 日時

令和 8 年 1 月 6 日（火）午前 10 時

(2) 場所

島根県松江市内中原町 52 島根県職員会館 特別教養室

### 6 入札説明会

実施しない

### 7 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

- (5) 郵送入札  
認めない
- (6) 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (7) 落札者の決定方法  
島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (8) 契約書作成の要否  
要する。
- (9) 不当介入への対応  
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（入札実施所属を記載）に報告するとともに警察に通報すること。  
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (10) 契約における特約条項  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、島根県議会により予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することができる。
- (11) その他  
詳細は、入札説明書による。